

第9章 主要投資インセンティブ

マレーシアの投資優遇制度は多岐にわたる。重点産業を育成するための産業別優遇策、特定地域の振興のための優遇等がある。根拠となる法律としては、1986年投資促進法（Promotion of Investments Act 1986）、所得税法（Income Tax Act 1967）、売上税法（Sales Tax Act 1972）、物品税法（Excise Act 1976）、自由貿易地域法（Free Zone Act 1990）等がある。

投資優遇措置は、各種政策や予算の影響を受けて変更・廃止されたり、新たな措置が導入されることがあるため、投資する際には、最新の状況をマレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority：MIDA）等、政府当局に確認する必要がある。

以下では主に製造業を対象に主な投資優遇措置を紹介する。会社の機能面に着目したもの（下記4.以下）や、一定の地域を対象にしたもの（下記5.以下）も紹介する。

1. 主要な投資優遇

投資優遇措置の柱は、パイオニア・ステータスと投資税額控除である。いずれも奨励事業に該当する事業を行う会社、及び奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である。これらが認可されるかどうかは、付加価値のレベル、使用される技術の高さ、産業間連携強化への寄与等を考慮して判断される。奨励事業と奨励製品については下記の図表9-1を参照。

(1) パイオニア・ステータス

パイオニア・ステータス（Pioneer Status）は、奨励事業に該当する事業を行う会社や奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である。

パイオニア・ステータスを認められた会社は、5年間、法人税の一部を免除される。具体的には、免除期間の始期である生産日⁶から、5年間、法定所得⁷の30%に対してのみ、課税される（法定所得の70%は免税となる。）

パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除（unabsorbed capital allowance）は、累積損失（accumulated loss）とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の収益から控除することができる。

⁶ 生産日（Production Date）とは、生産レベルが生産能力の30%に達した日をいう。

⁷ 法定所得（Statutory Income）とは、総所得（Gross Income）から、収益支出（Revenue Expenditure）及び資本控除（Capital Allowance）を控除した額をいう。

図表 9-1 奨励事業と奨励製品(一般リスト)

1	農業生産(Agricultural production)
2	農業製品の加工(Processing of agricultural produce)
3	ゴム製品の製造(Manufacture of rubber products)
4	パーム油製品及びその派生製品の製造
5	化学製品及び石油化学製品の製造
6	医薬品及び医薬関連製品の製造
7	木材製品の製造
8	パルプ、紙、板紙の製造
9	ケナフ麻製品(kenaf-based products)の製造
10	繊維及び繊維製品の製造
11	粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造
12	鉄鋼の製造
13	非鉄金属及び非鉄金属製品の製造
14	機械及び機械コンポーネントの製造
15	製品やサービスのサポート業(鋳造、鍛造、表面加工等)
16	電機・電子製品、コンポーネント、部品の製造及び関連サービス
17	専門家用、医療用、科学用、計測用の機器及び部品の製造
18	プラスチック製品の製造
19	保護用の機械及び装置の製造
20	その他関連サービス(ロジスティックサービス、低温流通ファシリティ、環境マネジメント、産業デザインサービス等)
21	ホテル業及び観光業
22	その他(スポーツグッズ、貴金属の宝飾品類、アクセサリ、生分解性の使い捨て包装用品及び家庭用品 (biodegradable disposable packaging products and household wares))

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 投資税額控除

投資税額控除 (Investment Tax Allowance : ITA) も、パイオニア・ステータスと同様、奨励事業に該当する事業を行う会社や奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である (なお、パイオニア・ステータスと投資税額控除の双方を受けることはできない)。

投資税額控除を認められた会社は、最初に適格資本的支出⁸が発生した日から 5 年間に発生した適格資本的支出の 60%に相当する控除が得られる。

会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の 70%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を使用するまで翌年以降に繰り越すことができる (以下の各項目で紹介する投資税額控除の場合も同様)。相殺されずに残った法定所得は、現行の法人税率で課税される。

⁸ 適格資本的支出(qualifying capital expenditure)とは、認可プロジェクトで使用される工場、プラント、その他機械等に対する資本的支出をいう。

ひとくちメモ (12) : パイオニア・ステータスと投資税額控除

会社は、パイオニア・ステータスと投資税額控除を同時に受けることができないので、どちらかを選択して申請することになる。一般に、パイオニア・ステータスに適しているのは、事業開始後すぐに利益が発生するプロジェクトである。他方、初期投資額が大きく、操業開始後の数年間は設備償却費がかさむなどの理由から利益が発生するまでに時間がかかるプロジェクトの場合は、投資税額控除の方が適している。

2. 製造業等への主な投資優遇

(1) ハイテク企業に対する優遇措置

投資優遇措置を受けられるハイテク企業は、最先端技術分野における奨励事業に従事している会社及び奨励製品の製造に従事している会社である。

満たすべき基準と優遇措置は以下のとおりである。

図表 9-2 ハイテク企業に対する優遇措置

対象企業	<ul style="list-style-type: none">・ 総売上に対するマレーシア国内での研究開発費の割合が、毎年少なくとも1%あること。会社は、操業日又は事業を開始した日(date of operation or commencement of business)から3年を経過した後、この要件に従う必要がある。・ 全労働者の少なくとも15%が、大学卒業資格又はその他の資格(degree or diploma)を有し、且つ関連分野で最低5年間の経験のある科学スタッフ又は技術スタッフが占めること。
優遇措置	<p>() パイオニアステータスの場合は、5年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。</p> <p>() 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。</p>
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 戦略的なプロジェクト (Strategic Project) に対する優遇措置

戦略的なプロジェクトは、一般的には、長期の投資計画と多額の資本支出、高度な技術を伴い、総合的で広範囲な産業が連携し、経済に重要な影響を与えるプロジェクトのことで国家全体にとって重要な活動である。

図表 9-3 戦略的なプロジェクトに対する優遇措置

優遇措置	<p>() パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。</p> <p>() 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を利用するまで、翌年以降に繰り越すことができる。</p>
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(3) 中小企業に対する優遇措置

< 中小企業向け優遇措置 >

賦課年度の年度初め時点において、普通株による払込資本額が 250 万リンギ以下のマレーシア居住企業は、優遇措置を受けられる。具体的には、課税対象所得 50 万リンギまでに対しては 20%の軽減税率が適用される(超えた分については通常の税率による課税となる)。

< 小規模製造業向け優遇措置 >

小規模製造業者で以下の要件を満たす者は小規模製造業者向け優遇措置を受けることができる。

- ・ マレーシアで設立された会社であること
- ・ 株主資本が 50 万リンギ以下であり、その 60%以上はマレーシア資本であること
- ・ 付加価値が 25%以上であること
- ・ 全従業員に占める経営、技術、管理に従事する従業員の割合が 20%以上であること
- ・ 「小規模企業のための奨励事業及び奨励製品リスト」⁹又は一般リストに記載された事業に従事すること、又は記載された製品の製造に従事すること

優遇措置が認められた場合

- (i) パイオニア・ステータスの場合は、10 年間、法定所得の 100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未利用の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。
- (ii) 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から 5 年間に発生した適格資本的支出の 100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の 100%までを相殺することができる。

⁹ “ List of Promoted Activities and Products for Small Scale Companies which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

(4) 機械や装置の製造に対する優遇措置

一定の機械や装置の製造に従事する会社に対する優遇措置がある。具体的な対象事業は、マレーシア投資開発庁によるリストを参照¹⁰。

図表 9-4 機械や装置の製造に対する優遇措置

優遇措置	() パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を利用するまで、翌年以降に繰り越すことができる。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(5) 自動車産業に対する優遇措置

高付加価値部品・コンポーネントの製造業者に対する優遇措置

重要で高付加価値の自動車部品やコンポーネントを製造する会社に対する優遇措置がある。具体的な対象事業・製品は、トランスミッション・システム、ブレーキ、エアバッグ・システム、ステアリング・システム等である。さらに、ハイブリッド車や電気自動車の製造をサポートする部品やコンポーネントとして、電気モーター、電気バッテリー、バッテリー・マネジメント・システム、インバータ、電気エアコンディショナー及びエア・コンプレッサーも対象となっている。

ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立に対する優遇措置

ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立を行う会社は、優遇措置の対象になる。

¹⁰ “ List of Promoted Activities and Products for Selected Industries which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

図表 9-5 自動車産業に対する優遇措置

対象企業	高付加価値部品・コンポーネントの製造業者 ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立業者
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通 () パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。 <p>のみ 上記()及び()に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> () 国内で組立て又は製造された車両及び産業調整基金(Industrial Adjustment Fund)の支給に課される物品税が50%免除される。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(6) パーム油バイオマスに対する優遇措置

パーム油バイオマスを利用して、パーティクル・ボード、MDF ボード(中密度繊維板)ベニヤ板、パルプや紙等の付加価値のある製品を製造する企業は、優遇措置の対象になる。具体的な対象事業は、マレーシア投資開発庁によるリストを参照¹¹。

図表 9-6 パーム油バイオマスに対する優遇措置

優遇措置 (新規事業 の場合)	<ul style="list-style-type: none"> () パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。
優遇措置 (既存事業 の場合)	<ul style="list-style-type: none"> () パイオニアステータスの場合は、再投資から10年間、増加した法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した追加的適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

¹¹ “ List of Promoted Activities and Products for Selected Industries which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

(7) 研究開発に対する優遇措置

1986年投資促進法では、研究開発（Research and Development）を、「科学技術分野における組織的・集約的な研究で、その研究成果を材料、装置、製品、農産物や加工物の生産や改善のために利用することを目的とした活動」と定義している。このような研究開発活動を行う企業は以下のような優遇措置の対象となる。

図表 9-7 研究開発に対する優遇措置

対象企業	研究開発受託企業（Contract R&D Company）：マレーシアにおいて、自社の関係会社以外の会社に対して、R&Dサービスを提供する会社 研究開発企業（R&D Company）：マレーシアにおいて、自社の関連会社又はその他の会社に対して、R&Dサービスを提供する会社
優遇措置	（ ）パイオニアステータスの場合は、5年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる（ の場合のみ） （ ）投資税額控除の場合は、10年間、適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の70%までを相殺することができる（ 共通） なお、 の場合で、研究開発企業が投資税額控除を利用しない場合は、サービス提供を受けた関連会社は、研究開発企業に支払った費用につき、二重控除を受けられる
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサーチは、国のニーズに沿ったものであり、経済に便益をもたらすものであること ・ 企業の所得の70%以上が研究開発活動から得られたものであること ・ 製造業関連の研究開発の場合は、従業員の50%以上が研究や技術的職務を行う適切な資格を持つ者であること 等
申請先	MIDA

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

図表 9-8 研究開発に対する優遇措置

対象企業	社内で研究開発を行う企業
優遇措置	投資税額控除：10年間、適格資本的支出の50%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の70%までを相殺することができる。
申請先	MIDA

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

上記の研究開発企業は、上記の要件をみたした場合、さらに5年間のパイオニア・ステータスまたは10年間の投資税額控除が受けられる。

(8) 輸出増加額に対する優遇措置

輸出を促進するため、製造業者は、以下の税控除を受けることができる。

図表 9-9 輸出増加企業に対する優遇措置

輸出品の付加価値	
30%以上	輸出増加額の10%相当額を法定所得から控除
50%以上	輸出増加額の15%相当額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

< 自動車産業の製造業者に対する優遇措置 >

国家自動車政策 (National Automobile Policy : NAP) のもと、自動車産業の製造業者は以下の税控除を受けることができる。この控除は 2014 賦課年度まで有効である。

図表 9-10 自動車輸出に対する優遇措置

輸出品の付加価値	
30%以上	輸出増加額の30%相当額を法定所得から控除
50%以上	輸出増加額の50%相当額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

< 地場製造業者に対する優遇措置 >

マレーシア製品の輸出をさらに促進するため、60%以上がマレーシア資本である製造業者は、以下の税控除を受けることができる。

図表 9-11 地場製造業者に対する優遇措置

著しく輸出を増加させた場合	増加輸出額の30%相当額を法定所得から控除
新規市場を開拓した場合	輸出増加額の50%相当額を法定所得から控除
当該業種においてもっとも輸出を増加させた企業	輸出増加額全額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(9) 研修に対する優遇措置

研修に対する優遇措置として、以下のようなものがある。申請先は内国歳入庁である。

認可された企業研修のために支出した費用について二重控除

人的資源開発基金 (Human Resource Development Fund : HRDF) に

拠出していない会社の場合

雇用前研修のために支出した費用についての単純控除

(10) 製造業関連サービス業に対する優遇措置

貨物輸送、倉庫保管、陸上運送、その他付加価値のあるサービス（配達、組立、梱包、クオリティコントロール）、サプライチェーンマネジメント等を提供する統合ロジスティクス・サービスを提供する会社や、コールドチェーン設備を提供する会社等は、パイオニア・ステータスまたは投資税額控除を、MIDA に申請することができる。

3. 製造業等への追加的な投資優遇

(1) 再投資控除（Reinvestment Allowance）

再投資控除は、既存事業の拡張、自動化、近代化、多角化に伴い資本的支出を行う製造業企業に与えられる優遇措置である。主として、パイオニア・ステータスや投資税額控除の期間が終了した会社や、これらの優遇措置が受けられない会社が申請する。

図表 9-12 再投資控除

対象企業	既存事業の拡張、自動化、近代化、多角化(同一の産業内で関連する製品に多角化するもの)の目的で再投資する製造業や特定の農業活動に従事する会社 36ヵ月以上操業していること
優遇措置	適格資本的支出の60%が控除枠として認められる。会社は、この控除を使って、各賦課年度の法定所得の法定所得の70%までを相殺することができる。 (但し、財務省が定める一定の生産性基準を超える場合、会社は、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。)
適用期間	再投資が初めて行われた年から、連続する15年間
申請先	内国歳入庁 (IRB)
その他	・ 会社が、同一グループ内の関連会社から資産を購入した場合で、当該関連会社はその資産に対する再投資控除を受けていた場合は、再投資控除を申請することができない。 ・ 再投資控除の対象となった資産は、再投資の時点から5年間は処分することができない。

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 加速減価償却（Accelerated Capital Allowance）

再投資控除期間である 15 年間を経過した後、奨励製品の製造に投資する会社は、加速減価償却を申請することができる。

図表 9-13 加速減価償却

対象企業	推奨商品の製造に投資する会社 (再投資控除の対象となる15年間が経過した後申請する)
優遇措置	初年度控除40%、以降は年次控除20%という特別控除。これにより、資本的支出を3年以内に償却することが可能となる。
申請先	内国歳入庁 (IRB) 但し、奨励商品を製造していることを証明するMIDAからのレターとともに申請する。
その他	中小企業の場合、少額資産に対する減価償却の上限を1万リングとする制限は課されない。

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

加速減価償却は以下の場合にも提供される。

電力安定化機器に対する加速減価償却

事業コストを削減するため、電力供給の質を確保する機器に対する設備投資をする会社が対象となる。会社は、2年間の加速減価償却をすることができ、当初控除 (initial allowance) 20%、年次控除 (annual allowance) 40%となり、資本的支出を2年以内に償却することが可能となる。

セキュリティ・コントロール機器に対する加速減価償却¹²

工業調整法 (Industrial Coordination Act 1975) に基づきライセンスを受けた会社は、工場の敷地内及びその他の事業敷地¹³においてセキュリティ・コントロール機器を設置した場合、加速減価償却を受けることができる。

対象となるセキュリティ・コントロール機器は、盗難防止アラーム・システム、赤外線動作検知システム、サイレン、アクセス・コントロール・システム、CCTV (クローズド・サーキット・テレビ)、監視ビデオ・システム、セキュリティ・カメラ、無線カメラ送信機、低速度撮影録画機器及び動作検出機器である。

工業用ビル・システムに対する優遇措置

工業用ビル・システム (Industrial Building System) は、建設の質を向上し、より安全で清潔な労働環境を提供し、また外国人労働者への依存を低減するものであるとして、工業用ビル・システムの製造に使われるモールド (moulds) の購入に対して支出する会社が優遇措置の対象となる。会社は、3年間の加速減価償却をすることができる。

¹² 執筆時点 (2013年12月末) の情報では、この制度は、2015 賦課年度までである。

¹³ 2009 賦課年度より前は工場敷地内に限定されていたが、同年度から、全ての事業敷地に対して適用されるようになった。

(3) グループ控除 (Group Relief)

グループ控除は、1967年所得税法 (Income Tax Act 1967) に基づき、マレーシアで設立された全ての居住会社を対象となる。2009 賦課年度から、グループ控除の要件を満たすと、同一グループ内の他の会社の所得を相殺するために、当該年度の未控除の損失の 70% を控除することができる¹⁴。

グループ控除を受けるための要件等は以下のとおりである。

図表 9-14 グループ控除

要件	<ul style="list-style-type: none">・ 控除の受取会社 (claimant) と、控除の引渡会社 (surrender) が、それぞれ250万リンギを上回る普通株払込済資本金を有していること・ 受取会社と引渡会社が同じ会計期間であること・ 受取会社と引渡会社とに対する、グループによる直接的又は間接的な株式保有が、70%以上であること・ 上記70%の株式保有は、前年度と当該年度を通じて継続的なものであること
効果	同一グループ内の他の会社の所得を相殺するために、当該年度の未控除の損失の70%を控除することができる
対象外	<p>以下の場合、会社は対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不動産の所有権の取得や外国企業を買収することに起因する損失・ パイオニア・ステータス、投資税額控除及び再投資控除等の優遇措置を受けている会社
申請先	内国歳入庁 (IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

4. 会社の機能に着目した優遇

(1) 経営統括会社 (Operational Headquarters, OHQ) に対する優遇措置

経営統括会社とは、マレーシア国内又は国外にある、自社の事務所や関連会社に所定のサービスを提供するために、マレーシア国内で業務を行うマレーシア法人をいう。地域統括本部としてのステータスを認められると、税務等で以下のような優遇措置を受けられる。

¹⁴ 従前は 50% であったものの、2009 賦課年度から 70% に引き上げられた。

図表 9-15 経営統括会社に対する優遇措置

優遇措置	<p>10年間、以下の所得に対する法人税が100%免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得： OHQが自社の事務所や関連会社に提供したサービスによる所得 ・ 利息： OHQが自社の事務所や関連会社に対して、外貨建てのローンを提供したときの利息 ・ ロイヤリティ： OHQが自社の事務所や関連会社のために行った研究開発活動に対するロイヤリティ <p>マレーシア国内の事務所や関連会社にサービスを提供した場合でも、上記免税期間中は税金は課されないが、これらの国内へのサービス提供による所得は、適格サービスに起因する所得全体の20%を超えてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キーポストを含む外国人ポスト(expatriate post)を申請可能 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リング以上であること ・ 年間の運営支出が150万リング以上であること ・ 3名以上の役員又は管理職クラスの従業員(senior professional/management personnel)がいること ・ 3社以上の、マレーシア国外にある関連会社にサービスを提供すること ・ 資格を持った専門家、技術者、サポートスタッフを相当多数有し、相当に大きく定評のある企業ネットワークを有すること ・ 3種以上の「適格サービス」(qualified service)を提供すること
「適格サービス」	<p>適格サービスは、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的なマネジメントやアドミニストレーション ・ 事業計画やコーディネーション ・ 原材料、コンポーネントや最終製品の調達のコーディネーション ・ テクニカルサポートやメンテナンス ・ マーケティングコントロールや販促計画 ・ データマネジメントとデータ処理 ・ マレーシア国外の事務所や関連会社のために、マレーシア国内で行う研究開発活動 ・ トレーニングや人材マネジメント ・ トレジャリー、資金マネジメントシステム ・ コーポレートファイナンスのアドバイス
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA 但し、法人税免除は内国歳入庁(IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 国際調達センター (International Procurement Centre : IPC)、地域流通センター (Regional Distribution Centre : RDC) に対する優遇措置

国際調達センターは、マレーシア国内で設立された現地法人で、国内外の関連企業のグループや非関連企業に対して、原材料、コンポーネントや最終製品の調達や販売などの業務を行う会社をいう。

地域流通センターは、自社グループにより自社ブランドとして生産された最終製品、コンポーネント、スペアパーツを、国内外の、ディーラー、輸入業者、それらの子会社やそ

の他非関連会社に流通させるための、集荷・統合センターをいう。

図表 9-16 国際調達センター及び地域流通センターに対する優遇措置

申請要件	(国際調達センター及び地域流通センターの申請をするために必要な要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リング以上であること ・ 年間の運営支出が150万リング以上であること ・ 操業3年目までに年間の総売上が50万リング以上であること ・ マレーシアの港、空港の利用を増加させること ・ 国内売上が年間総売上の20%を超えないこと。マレーシア国外から海外の目的地へ直送される商品の調達に由来する売上が年間売上高の30%を超えないこと ・ (国際調達センターの場合)マレーシア国内に生産設備をもつこと
適格要件	(下記の優遇措置を受けるために必要な要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間売上高が1億リング以上であること。そのうち、適格な活動に関して、輸出版売額は8,000万リング以上で、直接の輸出版売額が5,000万リング以上であること ・ フリーゾーンやライセンスを受けた保税工場への販売を含む国内市場への販売が、年間売上高の20%以下であること
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間、法定所得について、法人税が100%免除 ・ キーポストを含む外国人ポスト(expatriate post)を申請可能 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA 但し、法人税免除は内国歳入庁(IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(3) 財務マネジメントセンター (Treasury Management Centre : TMC) に対する優遇措置

財務マネジメントセンターは、マレーシア国内で設立された現地法人で、マレーシア国内・国外の関連会社のグループに対して、一元化された財務マネジメントサービスを提供する会社である。



クアラルンプール都心部の様子

図表 9-17 財務マネジメントセンターに対する優遇措置

申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リンギ以上であること ・ 年間の国内で生じる運営支出が150万リンギ以上であること (TMCの活動のための資金借入れの利子、及び減価償却費を除く) ・ 3名以上の管理職クラスの従業員 (senior professional) がいること ・ マレーシア国外の3社以上の関連会社に、「適格財務サービス」を提供すること(例：キャッシュマネジメントサービス、グループ会社への保証提供、リスクマネジメント等)
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間、関連会社に提供した以下の財務サービスから生じた法定所得に対して70%の免税 ✓マレーシア国内・国外の関連会社に、適格サービスを提供したことによる報酬、マネジメント収入 ✓マレーシア国内・国外の関連会社に、ローンを提供したことによる利子収入 等 ・ TMCが金融機関や関連会社から資金調達した場合の利子や利益に対する源泉徴収税の免除 (但し、当該資金が適格TMC活動に使用されること) ・ TMCが締結し、適格TMC活動のために利用される、あらゆる借入、ファイナンス契約、サービス契約において、印紙税は免除される。 ・ 外国人ポスト(expatriate post)を申請可能。 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある。 <p>上記免税期間、TMCからマレーシア国内の関連会社に提供される適格サービスからの収入は、その収入が適格サービスからの収入全体の20%を超えない場合は、免税となる。</p>
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

5. 地域に着目した投資優遇

(1) マルチメディア・スーパー・コリドー (Multimedia Super Corridor : MSC) に対する投資優遇措置

マルチメディア・スーパー・コリドーは、アジアにおける IT 開発の拠点となるべくマルチメディア製品やサービスを創出、販売利用する場をマレーシア政府が提供するもので、クアラルンプールから南方へ広がる東西 15km・南北 50km の地域をさす。

MSC ステータスは、MSC マレーシアにおいて情報通信技術事業に従事する企業に対して、マルチメディア開発公社 (Multimedia Development Corporation, MDeC) を通じてマレーシア政府から与えられるステータスであり、この MSC ステータスを取得すると、下記のような優遇措置の対象となる。

図表 9-18 マルチメディア・スーパー・コリドーに対する優遇措置

優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間、法定所得の100%が免税となるパイオニア・ステータス、又は5年間に発生した適格資本支出の100%に相当する投資税額控除（ITA）（各賦課年度の法定所得の100%を相殺可能） ・ 研究開発助成金の受給資格（マレーシア資本が過半数となっているMSCステータス企業が対象） ・ その他の優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ マルチメディア機器の免税輸入 ・ 知的所有権の保護と、サイバー法の包括的な取り組み ・ インターネットにおける検閲がない ・ 世界水準の物流・ITインフラストラクチャーの提供 ・ 機器、装置及び原料に対する輸入税、物品税、販売税の免除 等
資本要件	なし（外資100%でも可能）
申請先	マルチメディア開発公社（Multimedia Development Corporation：MDeC）

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

(2) イスカンダル・マレーシア及び大型長期開発計画（コリドー計画）

マレーシア政府は、地域格差是正等を目的に、5つの大型長期開発計画を進めている（イスカンダル・マレーシア、北部回廊経済地域、東海岸経済地域、サバ開発回廊、サラワク再生可能エネルギー回廊）。これらの経済地域については、第6章を参照。

(3) トウン・ラザク・エクスチェンジ（Tun Razak Exchange：TRX）に対する優遇措置¹⁵

クアラルンプールの中心部に位置する約28ヘクタールの土地に、国際的な金融機関等を誘致し、クアラルンプールを経済・金融のハブにするという計画である（従来は、クアラルンプール国際金融地区と言われてきた地域である）。

一定の要件を満たす場合、10年間、法定所得の100%が免税になること、ローン契約やサービス契約における印紙税の免除等の優遇措置が認められる。



マルチメディア・スーパー・コリドーであるサイバージャヤに並ぶ大手企業

¹⁵ JETRO ウェブサイト等による。